



県北・会津地方

介護福祉士養成貸付制度

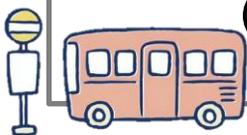
この制度は、県北地方及び会津地方から介護福祉士養成施設に進学した方を支援し、県北地方及び会津地方の介護人材の育成・確保を図ることを目的として実施する修学資金の貸付事業です。

令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）必着

貸付内容 ※①②のいずれかを貸付

① 住居費 月額3万6千円以内

② 通学費 月額2万5千円以内



出身地方（県北地方又は会津地方）で介護職として

3年間働けば貸付金は全額免除

対象地域

- ・福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
- ・会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 ☎：024-523-1256

詳細は裏面を
ご覧ください→

令和7年度

県北・会津地方介護福祉士養成貸付事業詳細

1. 目的

この制度は、県北及び会津地方から介護福祉士養成施設に進学し、養成施設を卒業後、資格を取得し、県北地方又は会津地方において介護業務に従事しようとする方に対し、県北地方及び会津地方の介護人材の育成及び確保を図ることを目的としています。

2. 貸付対象者

介護福祉士養成施設に在学又は進学し、卒業後、資格を取得し、次の①及び②の要件を満たす方です。

- ① 県北地方又は会津地方に住所を有している者
- ② 養成施設を卒業後、出身地方(県北地方又は会津地方)で介護職として従事する意欲があり、介護福祉士の資格取得に向けた向学心があると認められる者。

3. 貸付募集人員

5名(予定)

4. 申請方法

募集期間内に在学する養成施設等を通じて、本会へお申込みください。

5. 貸付額(上限額) ①又は②のいずれかを貸付

- ① 住居費 月額 3万6千円以内
- ② 通学費 月額 2万5千円以内

6. 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

7. 貸付利子

修学期間中又は介護施設で就労期間中は全額無利子。ただし、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年3パーセントの延滞利子が徴収されます。

8. 貸付金の返還

- (1) 退学又は卒業後1年以内に県北地方又は会津地方の介護施設に就職できない場合、定められた期日までに「一括返還」していただきます。
- (2) 県北地方又は会津地方の介護施設に就職後、介護業務に3年間以上従事した場合は返還免除となります。なお、3年未満で退職した場合は最長3年以内(貸付額により決定)の月賦により返還していただきます。

